概要版

第3期

須恵町
子ども・子育て支援事業計画

こどもがまんなか 笑顔輝く
未来へつなぐ まちづくり

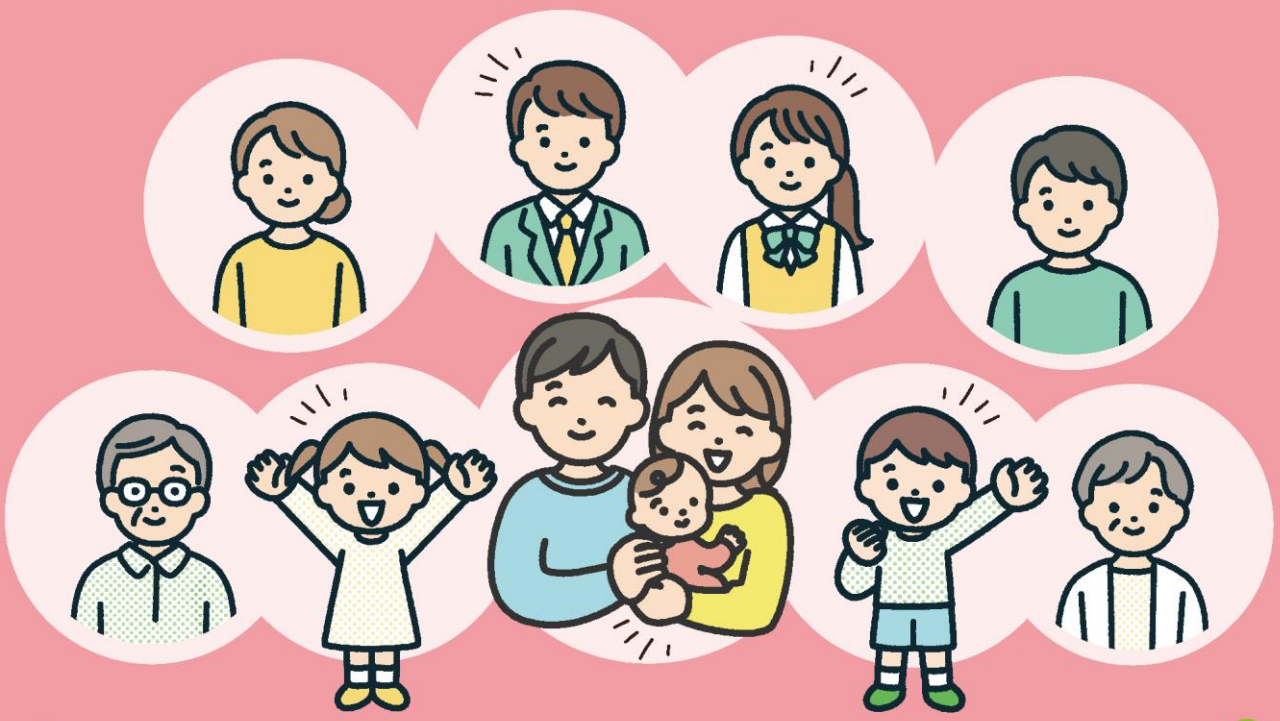

令和７年3月
須　恵　町

1　計画策定にあたって

令和２年３月に「第２期須恵町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第２期計画」という。）を策定し、子育て支援に関する取組を推進してきました。今回、第２期計画が令和６年度をもって終了することから、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こどもに関する各種計画を一体化した「第３期須恵町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和７年度から令和 11 年度）を策定しました。

■　こどもの数の推移

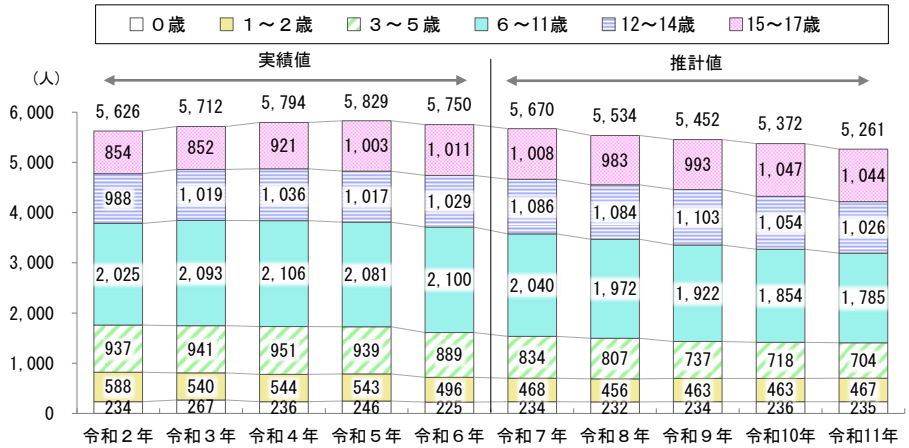

こどもの数は、令和５年まで増加傾向でしたが、令和６年に減少に転じています。

令和 11 年には 5,261 人に減少すると見込まれています。

2　計画の位置付け

○　こども基本法第 10 条の規定に基づく「**市町村こども計画**」として策定します。

○　また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「**子ども・子育て支援事業計画**」、子ども・若者育成支援推進法第９条に規定される「**子ども・若者計画**」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に規定される「**子どもの貧困対策推進計画**」、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「**市町村行動計画**」と一体的な計画とします。

○　須恵町総合計画に即し、須恵町地域福祉計画、須恵町教育振興基本計画等の関連計画と整合性を図ります。

3　計画の対象

18 歳未満の全てのこども、妊娠、出産期からの保護者、子育て家庭等に加え、青年期、ポスト青年期の若者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている人や円滑な社会生活を営む上で困難を有する人）も対象とします。

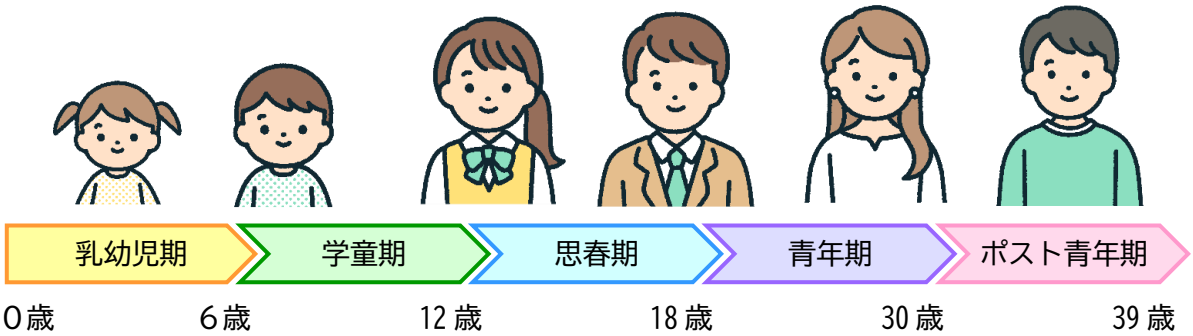

4 基本理念及び計画の体系

【基本理念】　こどもがまんなか　笑顔輝く　未来へつなぐまちづくり

基本目標１ **こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり**	**（１）こどもの誕生前から幼児期まで** ア　妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 イ　こどもの成長の保障、幼児教育・保育の充実 **（２）学童期・思春期** ア　生きる力の育成 イ　居場所づくり ウ　小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実 エ　成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進 オ　いじめ防止の取組 カ　不登校等のこどもへの支援 **（３）青年期** ア　高等教育の就学支援 イ　就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ウ　結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援 エ　悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実
基本目標２ **困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり**	**（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等** **（２）多様な遊びや体験活動、社会参画の推進** ア　遊びや体験活動の推進 イ　こどもがまんなかまちづくり ウ　こども・若者が活躍できる機会づくり エ　こども・若者の可能性をひろげていくためのジェンダーギャップの解消 **（３）こどもの貧困対策の推進** ア　生活支援 イ　保護者の就労支援 ウ　経済的支援 **（４）ひとり親家庭等への支援** **（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援** **（６）児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援** ア　児童虐待防止のさらなる強化 イ　社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ウ　ヤングケアラーへの支援 **（７）こども・若者の自殺対策の推進、犯罪などからこども・若者を守る取組** ア　こども・若者の自殺対策 イ　こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備 ウ　こども・若者の性犯罪・性暴力対策 エ　犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 オ　非行防止と自立支援
基本目標３ **こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり**	**（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減** **（２）地域の子育て支援、家庭教育支援の推進** **（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進**

5 目標と施策

基本目標１　こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるまちづくり

（１）こどもの誕生前から幼児期まで

●は本計画から新たに位置付けた施策

ア　妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

- ● こども家庭センターの体制強化と機能充実
- ○ 妊婦健康診査
- ○ 特定妊婦への支援
- ○ 妊娠期からの支援体制整備の推進
- ● 産前産後サポート事業「さんさぽ」
- ● 妊婦等包括相談支援事業
- ● 妊婦のための支援給付事業
- ● 産後ケア費用助成事業
- ● 新生児聴覚検査費用助成事業
- ● 未熟児等養育医療制度
- ○ 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- ○ 養育支援訪問事業
- ○ 乳幼児健診事業
- ○ 乳幼児健診を活用した発達相談指導等の実施
- ● 母子保健対策強化事業
- ● 予防接種事業（定期Ａ類・任意）
- ○ こども発達相談事業
- ● 福岡県・福岡市難病相談支援センターの周知
- ● 小児慢性特定疾病医療費助成制度の周知

イ　こどもの成長の保障、幼児教育・保育の充実

- ○ 就学前教育の充実
- ○ 教育・保育・子育て支援に関する情報提供の充実
- ○ 教育・保育サービスの量的充足
- ○ 保育施設等の整備
- ○ 教育・保育施設との連携
- ○ 延長保育事業
- ○ 一時預かり事業
- ○ 障がい児保育事業
- ○ 病児保育事業
- ○ 保育所・認定こども園の園庭開放の実施
- ○ 地域子育て支援拠点事業
- ○ 行政区チャットルーム事業
- ● 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ○ 須恵町待機児童支援事業
- ○ こどもの事故予防に向けた取組
- ● 子育て短期支援（ショートステイ）事業
- ○ 食育の推進、「食」を通じた豊かな心の育成
- ○ 読書活動の推進

（２）学童期・思春期

ア　生きる力の育成

- ○ 豊かな心の充実に向けた取組の推進
- ○ オアシス運動
- ○ 食育の推進、「食」を通じた豊かな心の育成
- ○ いじめや不登校等に対する相談体制の充実
- ○ 学校におけるスポーツ環境の充実
- ○ 健やかな体の育成の促進
- ○ 規範意識の醸成に係る授業の推進
- ○ 学力向上に向けた取組の推進
- ○ 学校活性化に向けた地域人材の活用の推進
- ○ 教職員の資質向上に向けた取組の推進
- ○ 学校施設の適切な整備の推進
- ○ 家庭や地域等が連携した安全・安心への取組の推進
- ● 学校運営協議会制度の活用
- ○ 信頼される学校づくりの推進
- ○ 保育所・認定こども園と小学校との連携

イ　居場所づくり

- ○ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ○ 学童保育所の施設整備
- ○ 地域における児童の居場所づくりの推進
- ○ 子どもの居場所づくり事業
- ○ 学校施設の開放推進

ウ　小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実

- ● 小児医療体制の充実
- ● 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施
- ● 性に関する学習機会の充実
- ● 喫煙や薬物等に関する学習機会の充実
- ● 心の問題に対する相談の充実
- ● 福岡県小児医療電話相談の周知

エ　成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進

- ● 主権者教育の推進
- ● 消費者教育の推進
- ● ライフデザインに関する教育の推進
- ● キャリア教育の充実

オ　いじめ防止の取組

- ● いじめや不登校等に対する相談体制の充実

カ　不登校等のこどもへの支援

- ● 適応指導教室「やまももルーム」
- ○ 教育相談事業

（３）青年期

ア　高等教育の就学支援

- ● 高等学校等就学支援金の周知
- ● 高等学校等奨学金事業の周知
- ● 高校生等奨学給付金制度の周知

イ　就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

- ● 生活に困っている若者の就学、就労、生活についての相談支援

ウ　結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ● 福岡県にこにこ家族づくりポータルサイトの周知
- ● 出会い・結婚応援事業の周知

エ　悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実

- ● こころの健康に向けた支援
- ● 次世代育成支援対策施設整備事業
- ● 福岡県ひきこもり地域支援センターの周知
- ● 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ● 福岡県若者自立相談窓口（若まど）の周知

基本目標２　困難を抱えるこども・若者を支えるまちづくり

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- ● こども基本法、こどもの権利条約に関する普及啓発
- ● こどもの権利侵害に関する相談窓口の周知
- ● 人権啓発活動の実施

（２）多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

ア　遊びや体験活動の推進

- ○ 児童・生徒の就労観・職業観の育成
- ● 森林づくり、木育の推進
- ○ 乳幼児とのふれあい体験の充実
- ● 文化芸術体験機会の提供・充実
- ○ こどもの多様な体験活動機会の充実
- ○ 読書活動の推進
- ○ 食育の推進、「食」を通じた豊かな心の育成
- ● 若者の文化・芸術活動の支援
- ● 中学生ボランティアの派遣
- ● 若者の活動の拠点づくり

イ　こどもがまんなかまちづくり

- ○ 公園スペースの確保及び機能の充実
- ○ 子育て世帯にやさしい施設整備の整備方針
- ○ 公共施設のバリアフリー化の推進

ウ　こども・若者が活躍できる機会づくり

- ● 外国語によるコミュニケーション能力の育成
- ● 在留外国人への日本語教育
- ● 国際交流の推進
- ● 外国人のこどもへの就学相談
- ● 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

エ　こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

- ● 性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進

（３）こどもの貧困対策の推進

ア　生活支援

- ● ひとり親家庭相談
- ● 生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」
- ● 生活困窮者自立支援制度「自立支援事業」

イ　保護者の就労支援

- ● 生活困窮世帯への就労支援
- ● 自立支援教育訓練給付金事業
- ● 生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」
- ● 高等職業訓練促進給付制度
- ● 生活保護受給者等就労自立促進事業

ウ　経済的支援

- ○ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給
- ○ 就学援助の実施
- ○ 保育料等の負担軽減
- ● 生活保護費　教育扶助の支給
- ○ 各種手当の支給に関する情報提供

（４）ひとり親家庭等への支援

○ ひとり親家庭への支援の推進
○ ひとり親家庭等医療費助成制度
○ 児童扶養手当
○ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の周知
● ひとり親サポートセンター事業

（５）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

○ 園巡回相談などによる発達障害の早期発見と支援（地域障害児支援体制強化事業巡回支援専門員整備）
○ 特別なニーズがある乳幼児への支援の充実
○ こども発達相談事業
○ 特別支援教育就学奨励費支給事業
○ 在宅サービスの充実
○ 障がい児保育事業
○ 特別支援教育に関する連携強化
○ 特別のニーズがある児童・生徒への教育的支援の充実
○ 障がい児の就労支援の推進

（６）児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

ア　児童虐待防止の更なる強化

○ 児童虐待防止及び支援のための連携強化
○ 日常的な育児相談機能の充実
● 子育て短期支援（ショートステイ）事業
● 子育て世帯訪問支援事業
● 児童育成支援拠点事業
● 親子関係形成支援事業
○ 在宅支援の充実
● 予期せぬ妊娠に悩む妊産婦等への支援
● 児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いち・はや・く）」等の相談窓口の周知啓発
● こども家庭センターの体制強化と機能充実

イ　社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

● 社会的養護を必要とするこども・若者の支援体制の整備

ウ　ヤングケアラーへの支援

● ヤングケアラーの実態把握、支援

（７）こども・若者の自殺対策の推進、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア　こども・若者の自殺対策

○ こころの相談窓口の周知
● 自殺リスクの早期発見
● 自殺予防のための対応

イ　こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備

● ICT リテラシー向上
● 情報モラル教育の推進
● インターネットの適切な利用の普及･啓発

ウ　こども・若者の性犯罪・性暴力対策

● 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知
● 生命（いのち）の安全教育の推進
● こども・若者の人権相談受付窓口の周知
● こども関連業務従事者の日本版 DBS の推進

エ　犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

○ 防犯講習の実施
○ 防犯ボランティア活動の支援
○ 青少年健全育成のための会議の実施
○ 防犯等に関する情報の提供の促進
○ 通学路等における防犯設備の整備推進
○ 防犯性の高い建物部品、優良防犯機器の普及促進
○ 交通安全教育の実施
○ 交通安全指導の実施
○ 歩道整備等の推進
○ 生活道路の安全確保の推進
○ 性、暴力等の有害情報についての関係業界への自主的措置の働きかけ

オ　非行防止と自立支援

○ 青少年の非行防止等支援の実施
● 「社会を明るくする運動」の一層の推進
● 薬物乱用防止の推進・啓発

基本目標３　こどもや若者、子育て家庭を支える地域づくり

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ● 幼児教育・保育の無償化
- ● 高等教育費の負担軽減制度の周知
- ● 児童手当の拡充
- ● 医療費の負担軽減

（２）地域の子育て支援、家庭教育支援の推進

- ○ 教育・保育・子育て支援に関する情報提供の充実
- ○ こどもの地域行事への参加促進
- ○ 地域子育て支援拠点事業
- ○ 行政区チャットルーム事業
- ● 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ○ 学社融合の推進
- ○ 公民館等の地域資源を活用した取組の推進
- ○ 保育所・認定こども園の地域活動事業の推進
- ● 保育所・認定こども園の園庭開放の実施
- ○ 家庭教育支援事業の充実
- ○ スポーツ指導者の育成の推進
- ● ファミリー・サポート・センター事業

（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進

- ○ 仕事と子育ての両立に関する啓発の充実
- ○ 男女共同参画に関する教育・広報・啓発の充実

6　子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本計画では、教育・保育施設の利用について、現在の利用状況による推計から量の見込みを算出し、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施します。同様に地域子ども・子育て支援事業についても、計画期間における各年度の「量の見込み」を定め、提供体制の整備を図ります。

■　地域子ども・子育て支援事業

- ○ 利用者支援事業
- ○ 延長保育事業
- ○ 放課後児童健全育成事業
- ○ 子育て短期支援（ショートステイ）事業
- ○ 乳児家庭全戸訪問事業
- ○ 養育支援訪問事業
- ○ 子育て世帯訪問支援事業※
- ○ 児童育成支援拠点事業※
- ○ 親子関係形成支援事業※
- ○ 地域子育て支援拠点事業
- ○ 一時預かり事業（在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））
- ○ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）
- ○ 病児保育事業等
- ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※
- ○ 妊婦健康診査
- ○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ○ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業※
- ○ 妊婦等包括相談支援事業※
- ○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※
- ○ 産後ケア事業※

※は本計画から実施予定の事業
主な事業の内容は次のページで説明しています。

■　本計画から実施予定の主な事業

○ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴、家事・子育て支援等を実施します。令和７年度から事業実施に向けての検討を進めていく予定です。

○ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

○ 産後ケア事業

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイサービスの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けをしてほしい人と、手助けをしたい人がそれぞれ会員となり、地域の中で育児の相互援助活動を行う事業です。令和７年度から実施予定です。

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない満３歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を行う事業です。

7　計画の推進にあたって

庁内関係課の連携を図るとともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。また、全てのこどもや若者が身体的、精神的、社会的に幸せな生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども・若者のいる家庭や子育て支援に携わる人だけではなく、地域全体でこどもや若者を見守り、子育てを支え合う体制づくりを推進します。

そして、本計画に基づく事業については、子ども・子育て会議において毎年度、点検、評価、見直しを行い、改善を図ることで着実な推進に努めます。

第３期須恵町子ども・子育て支援事業計画【概要版】
令和７年３月
発行　須恵町　子育て支援課
〒811-2193　福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地
TEL　092-932-1151（代表）